



成年後見トークセッション 2022



教えて! 又村さん

参加無料
申し込み
不要

あいよ!

講師 又村あおい AOI MATAMURA

全国手をつなぐ育成会連合会常務理事兼事務局長
日本発達障害連盟『JLニュース』編集長
日本発達障害連盟「発達障害白書」編集委員
内閣府障がい者差別解消法アドバイザー
著書「あたらしいほうりつの本」、
「あたらしいほうりつの本 改訂版」

質問ポスト

当日来られない方は
7/20までに何でも
書き込んで下さい！

サイト内右下のをタップしてね



あなたのからの
疑問・難問・珍問
なんでもかんでも
聞き出して解決
しちゃいます！

MC 大部さつき

綾瀬市手をつなぐ育成会会長
NPO法人で成年後見人を勤める



期日 8月1日(月) 10:00～12:00

会場 綾瀬市オーエンス文化会館小ホール

〒252-1107 綾瀬市深谷中1-3-1
TEL 0467-77-1131 FAX 0467-79-0141
MAIL info@ayase-manavi.net

主催 神奈川県手をつなぐ育成会

〒221-0825 横浜市神奈川区反町3-17-2
神奈川県社会福祉センター内
TEL 045-323-1106
FAX 045-324-0426



会場案内図



★無料駐車場完備

★なるべく公共交通機関をご利用ください

まずは
これ!



法定後見制度の基礎知識

法定後見制度とは、本人の判断能力が不十分になった後家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。

法定後見制度の3類型

本人の判断能力に応じて3つの制度が用意されています

	補助	保佐	後見
対象になる人のイメージ	判断能力が不安とされる人（日常的な買い物や財産管理などは可能だが多額の財産管理や複雑な契約などは支援があると確実な状態）	判断能力が不十分とされる人（お金の概念はあり、近隣のコンビニなどへの買い物は可能だが多額の財産管理や複雑な契約などは困難な状態）	判断能力がないとされる人（お金の概念が乏しく、近隣のコンビニなどへの買い物を安全に往復することも困難な状態）
成年後見人が同意又は取り消すことができる行為（※1）	申立てにより裁判所が定める行為（※2）	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為（※3）	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部があります。

※3 本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

補助開始の審判、補助人に同意権代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判を行う場合には、本人の同意が必要です。

身上保護 後見人の仕事は財産管理だけではありません

●身上監護から身上保護へ

長らく申立書には被後見人の監督・保護を意味する身上監護という表記がなされてきました。しかし成年後見人には本人の意思決定を支援し、意向を十分重視したうえで実現していくことが求められています。そのため本人を尊重する姿勢が込められた身上保護という言葉で表すことが近年増えて来ており、令和3年4月から申立書の表記もそのように変わりました。

●身上保護とは

被後見人の精神・身体の状態や生活の状況全般を把握し、本人と相談を重ね意見交換をすることでその思いを尊重しながら安心してそのらしく暮らせるよう生活の質に配慮し、医療・介護・福祉等の生活全般の手配や契約を行うことです。

後見人は、自身の価値観や常識にこだわるのではなく、**本人にとって最善の利益とは何か**を常に考えて**身上保護**の方針を決めなければなりません。すなわち、本人の生活を**管理**するのではなく**支援**するという姿勢が非常に大切なのです。

ただし、被後見人が同意しないからといって、**生命や身体、生活の安全にかかわるような状態を放置**するようなことは決してあってはなりません。つまり、後見人には本人の**生命・健康の保護**と**意思の尊重**との間で上手く**バランス**をとりながら活動していく能力が必要なのです。